

平成22年 乳幼児身体発育調査 要綱 (案)

厚生労働省雇用均等・児童家庭局

1 調査の目的

この調査は、全国的に乳幼児の身体発育の状態を調査し、我が国の乳幼児の身体発育値を定めて、乳幼児保健指導の改善に資することを目的とする。

2 調査の対象及び客体

(1) 一般調査

この調査は、全国の乳幼児を対象として平成17年国勢調査地区のなかの3,000地区内の調査実施日において生後14日以上2歳未満の乳幼児及び3,000地区のうちから抽出した900地区内の2歳以上小学校就学前の幼児を調査の客体とする。

(2) 病院調査

この調査は、全国の産科病床を有する病院のうち、平成22年医療施設基本ファイルから抽出した150病院で出生し、平成22年9月中にいわゆる1か月健診を受診した乳児を調査の客体とする。

3 調査の事項

乳幼児の身体発育値を定めるのに必要な事項等、乳幼児身体発育調査・一般調査票及び乳幼児身体発育調査・病院調査票に掲げる事項

4 調査の時期

(1) 一般調査

平成22年9月1日から30日までの期間中に、保健所の所長が日を定めて行う。

(2) 病院調査

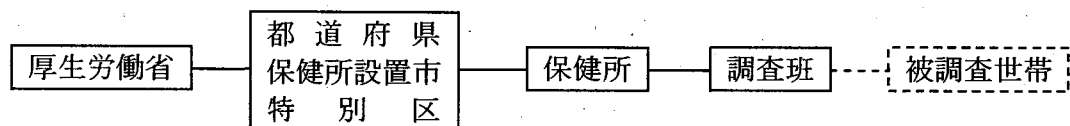
平成22年9月1日から30日までの期間に行う。

5 調査の方法及び経路

(1) 調査の企画は学識経験者の協力を得て、雇用均等・児童家庭局が行う。

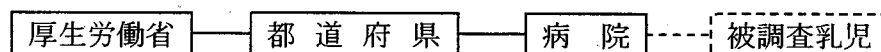
(2) 一般調査の実施

一般調査における調査票の記入作成は、原則として乳幼児の一斉健診の形式をとって実施する集団調査に基づいて行う。作成した調査票の報告経路は次のとおりである。



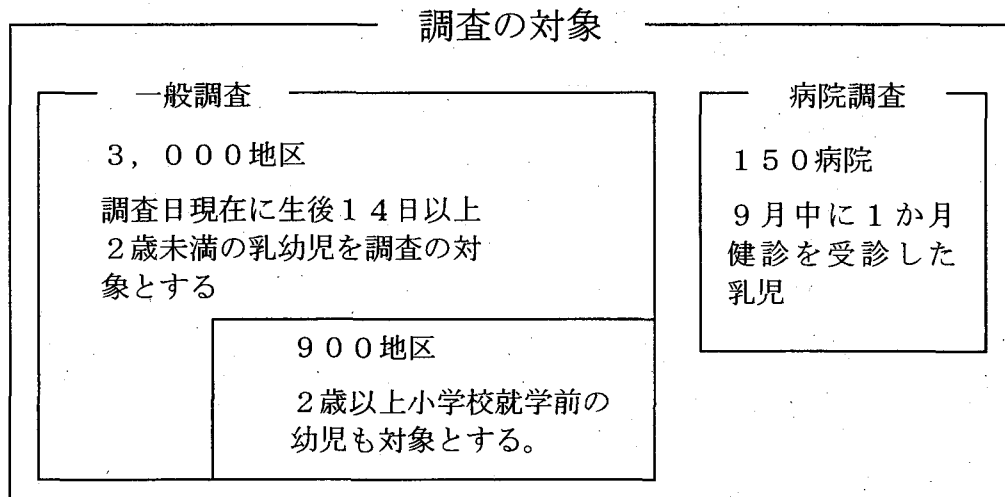
(3) 病院調査の実施

病院調査における調査票の記入作成は、病院において行う。作成した調査票の報告経路は次のとおりである。



6 調査の集計及び公表は、雇用均等・児童家庭局が行う。

1 調査地区及び調査の対象者



2 調査票の記入

○ 一般調査

乳幼児一斉健康診査の形式に従って、集団調査により実施する。

実施に当たっては、調査地区ごとに医師（できる限り小児科医）、保健師（又は助産師、看護師）、助手をもって調査班を構成し、調査の実施にあたる。

実際に計測した計数の記入、問診による回答の記入、母子健康手帳からの転記。（調査班員が調査票を作成する。）

○ 病院調査

9月1日から30日までの期間中に当該病院で行われる1か月健康診査の機会を利用して実施。

実際に計測した計数の記入、問診による回答の記入、対象となった乳児の入院中の状況を病院記録から転記。

（病院の職員が記入。）

3 調査の期日

○ 一般調査の期日

9月1日から30日までの期間中に保健所長が日を定めて行う。（1日）

○ 病院調査

9月1日から30日までの期間中に当該病院で行われる1か月健康診査の日。（1日）